

国際共同製作に関する調査報告

～平成18年度 映像コンテンツ国際共同製作基盤整備事業
「J-Pitch」報告書第5巻「(第3分野)国際共同製作」より～
ELN 映画に関する契約調査検討プロジェクトチーム(第3グループ)作成

国際共同製作の意義

● 国際共同製作とは

- 確立した定義はないが、一般には、複数国の関係者が共同出資をして映画を製作する場合を指すことが多い。
- 本報告書では、出資者としての関与に加えて、原作などの素材の提供や、実際の制作に関与する場合の法的な問題も検討。

● 国際共同製作に関与するパターン(例)

① 出資＋配給

例 スプリット・ライツ・ディール (Split-Rights Deal)

② 素材の提供＋出資＋配給

例 外国映画会社によって日本の原作がリメイクされるときに、リメイク版の出資に参加し、さらに日本での配給権を取得。

③ プロデューサー、監督、キャスト等＋素材の提供＋出資＋配給

米国との国際共同製作

- **ディベロップメント**
 - 契約交渉のポイントの見きわめ
 - 原作、脚本について、チェーン・オブ・タイトル(著作物について、著作者から現在の著作権者に至る著作権の承継の過程)の証明となる契約書、確認書等は必須。
- **資金調達**
 - 多様な資金調達方法の選択肢から、適切な方法を選択する。
 - 収益配分の方法について、契約で明確に取り決める。
- **プリプロダクション**
 - 俳優、監督・・・ギルドの基本契約が適用されるかどうかに留意。
- **ポストプロダクション**
 - 使用楽曲についてもチェーン・オブ・タイトルの証明が必要。
 - 映画のタイトルのチェック

韓国との国際共同製作

- 欧米諸国と比較すると、韓国では、実務の慣行として、厳密な契約書の作成が行われていない場合がある。
→韓国との国際共同製作においては、トラブルを回避するために、以下の点に留意すべき。
- 原作、脚本、使用音楽等について、チェーン・オブ・タイトル(権利の承継の過程)を証明できるように、双方、留意する。
- 共同製作の過程において、習慣等の違いから、誤解が生じるのを避けるため、できるだけ契約上、明確に取り決めておくべき。
例： 撮影期間延長のリスク回避、延長の場合の製作費予算オーバーへの対処、クレジットの表記方法など
- 韓国の映画振興策の利用の検討
- KOFICによる支援策など

国際共同製作の展望

- 市場拡大
- 資金調達の実選択肢の拡大、リスク分散及び海外展開
- 日本の文化の発信、アピール
- 人的資源、方法の多様性等の確保
- 経済的効果
 - “Trade Follows The Film”

国際共同製作の課題

- 各国の市場に対する理解
- 法制度及び実務に基づく交渉ポイントの見極め
- 権利処理の重要性
 - ア 原作の提供
 - イ チェーン・オブ・タイトル
 - ウ 製作者と脚本家、俳優、監督との利益の調整
- 資金調達及び収益分配
- 制作段階での問題とその対処
- 国際共同製作における優遇措置の検討